

特集 文化財保護の新しい展開

巻頭言 ● 6 文化財保護の国際化・鈴木嘉吉

座談会 ● 8 時代の変化に対応した

文化財保護施策の改善充実について
・(出席者)加藤秀俊／中村富十郎／西村幸夫／田中 琢・司念河野 愛

論文 ● 18 民俗芸能の「保護」とは？・小島美子

22 コウノトリ——その過去と未来・村田浩一

エッセイ ● 26 志野と私・鈴木 藏

事例紹介 ● 28 博物館等海外交流古美術展

ベルギー王立美術歴史博物館で「将軍——その時代の
の装飾美術」展を開催して・東京国立博物館

② ● 32 黒川能の保存振興について・山形県柳引町

③ ● 36 アンコール文化遺産保護に関する共同研究
・奈良国立文化財研究所

体験記 ● 40 イクロムの研修を終えて・大和 智

● 43 生きている文化財の中で——修理見習いのこと・アンドリュール・ヘア

解説 ● 46 文化財保護制度・文化庁文化財保護部

— 知の宝庫 博物館 —
● 京都府京都文化博物館(京都府)

4 まつり風土記

● 伊勢太神楽(三重県)

表2 名作シリーズ・当麻曼茶羅図

表3 文化財紹介・日向の山村生産用具

50 私の本棚から・田中郁三

51 教育・文化と地域づくり②・福井県福井市

54 焦点—文教施策

67 鑑賞席・クレイワーク展

68 都道府県発—教育・学術・文化ニュース
● 新潟県・山口県・三重県

71 刊行物紹介

72 こんにちはにっぼん

● アリフ・ジャッファール・カーキ

74 '96アトラクター 我が国競技スポーツの最前線
● ポクシング

76 科学はいま・タンパク質を使って
がんの診断・治療?

78 はくたち、わたしたちのワイクエンド

● 国立オリンピック記念
青少年総合センター

80 海外教育ニュース

82 ふるさとのうた・伊予の子守唄

84 編集後記

民俗芸能の「保護」とは？

江戸東京博物館研究員 小島美子

現在の文化財保護法の第一章第一条は「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上……」ということばで始まっている。つまり文化財の保護とは、文化財を保存し活用することを意味しているというわけだろうが、民俗芸能などにこのことばをそのまま適用するのは当てはめてしまうと、ひじょうに大きな問題が起こりかねない。むしろ民俗芸能の息の根をとめる結果になるおそれさえある、と私は心配している。幸いにしてこれまでそういう拘り定規なやり方はそれほど目立たなかったのだが、その何が問題なのか、そしてこれからどう考えたいのかについて、私の考え方を述べたい。

一 民俗芸能とは

民俗芸能とは、それぞれの地域の人々が豊作や豊漁、無事息災などを祈ったり感謝したりして自らの手で行う芸能のことである。つまり神楽とか獅子舞とか盆踊りや祭り囃子などのようなものごとで、郷土性が強い、ひところは郷土芸能とも呼ばれていた。これに対して民謡とかわらべ歌、民俗宗教（民間信仰）の音楽や民俗芸能の音楽などを、民俗音楽ということばで総称している。ただ民俗音楽ということばはまだ広くは知られていないし、芸能ということばを広く考えると音楽も含まれるし、ここでとりあ

げる問題の限りでは、音楽も芸能もまったく共通の問題をもっている、ここでは民俗芸能ということばに民俗音楽も含めて使いたい。

二 有形文化財との違い

文化財保護法では「年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能」などは、民俗文化財の中に含まれている。ただこの民俗文化財の中でも衣服や器具などのようなモノとは違って、民俗芸能は人の体で伝承していくものという意味では、演劇、音楽、工芸技術などの無形文化財と同じ性格をもっている。つまり有形文化財とは性質が基本的に違う。

三 「保存」は有形文化財用のことば

もともと保存ということばは、本来モノ、つまり有形文化財に対して使うことばではないだろうか。モノは保存できる。しかし人間が生身の体で伝えてきた音楽芸能は、保存することはできない。いまは映像などのメディアが発達したので、かなりなところまで記録することはできる。しかし実はそれも大きな限界があった。例えば表面上はただ足をあげるように見えても、体の重心はどこにあるのか、どういう気持ちで演じるのかなどということばは、形の記録からは分からないことも少なくない。そして実はそれが芸能にとってはもつとも本質的に重要な部分だったりするのだが。しかしそれはとにかく、映像などによって一応の記録はできるが、それは保存ではない。

もともと古い芸能や技術がいま残っているのは、人々が代々、それぞれの体で伝えてきたからだ。つまりこれは保存ではなく継承なのである。そして映像などの記録はその継承を助ける一つの重要な方策に過ぎない。

大切なことは人が生身の体で継承する芸や技術は、モノを博物館などに保存するのは違って必ず変化するということである。誤って継承されるなどマイナスの変化もある。一方で人がその時代の時代に生き生きと暮らしていれば、芸能はその人間の表現なのだから、その時代その時代にふさわしい形に展開するのは当然だ。またその土地の人々の必要や感覚に応じて変化はする。

例えば関東平野ではたくさんの三匹獅子舞が行われている。かつて群馬県や埼

こじま・とみこ 福島県出身。日国本音楽史、民俗音楽学が専門。立歴史民俗博物館教授などを経て、現在江戸東京博物館研究員、文化財保護審議会専門委員。著書「日本音楽の古層」、NHK人間大学テキスト「音楽からみた日本人」など。



玉県ではそれぞれ三〇〇か所くらいで行われていたらしいので、全体では一〇〇〇か所くらいもあつたかも知れない。これらはもちろん最初から現在の形がポンとあつたものではなく、素朴な芸能の芽があつたり、旅芸人の影響を何度も受けたり、またそれぞれの土地の人々の工夫が加わつたりして、多様な形を生んだ。私は数人の仲間たちとこの獅子舞を六〇か所くらい調査したが、一つとして全く同じものではなく、同じ流の名をもつても、内容はかなり違っていた。また宮崎県椎葉村では現在でも二六の集落で冬の夜に徹夜で神楽が行われている。それももつとも基本的な舞は共通するところがあるが、全体としてはそれぞれ演目など異なっていて、どこの集落の神楽も独自である。

こうした芸能を文字どおりの「保存」という観点から見ると、それぞれの集落で勝手に形を変えたのだから、「保存」が悪かったということになりかねない。しかし考えてみれば音楽史とか芸能史というものは、いろいろな人が創意工夫したり、外部の音楽芸能（外国の場合も国内の場合もある）の影響を受けたりしながら自由に展開してきたからこそ、いまの

ようにゆたかな音楽芸能が育ってきたのである。だからそういう変化も否定して「保存」ということは、音楽芸能が生きていく根をよめることになってしまうのである。

それではどんなふうに変化してもいいのか、またそれなら民俗芸能の「保護」など必要なのではないかという疑問が生まれるかも知れない。確かにそのとおりである。もしこれが江戸時代なら「保護」など必要がなかったろう。しかしいまは条件が違う。外国文化の影響が大きくなり、また科学の進歩に伴って、民俗芸能は放っておけばなくなってしまうおそれがある。例えば民謡、特に仕事のとくに歌われる民謡は、いま恐ろしい勢いでなくなりつつある。仕事の機械化が進んでいるのだから、人々に昔どおりの形で歌えるといっても、それは無理な相談である。いま体験者が健在なものは、再現していただいでできる限り克明な映像記録を残し、またそれを次の世代の人々に仕事の形や仕事をするときの気持ちも含めて継承してもらおうよう支援するしかない。そういう場合にいくつもの改善すべき

する一つの案になることは確かだろう。

四 「活用」ではなく「発展させる」こと

このように民俗芸能など無形のもの、「保存」ではなくて継承すべきものなのだが、単に引き継ぎさえすればそれで終わりかといえば、決してそうではない。それが現代にふさわしい形に展開、または発展していかなければ、生き生きとした芸能にはならないのである。いま演じる人に何らかの感動や共感がなければ、芸能は生きていかないのである。だから基本的な部分が継承されていけば、それは現代的なアレンジが加わったり、新しい演目に加わったり、テンポの早い形が生まれたりなどということは許されねばならない。「河内音頭」がなぜ若者たちに絶大な人気があるかといえば、若者たちのための早いテンポの踊りがあったり、歌詞がきわめて現代的な題材だったりしているためである。単にエレキギターをとり込んだりしているだけではない。

この場合に注意したいのは、現代化ということばをイコール欧米文化化ということばに考えてはいけないということであ

点がある。その一つは学校の音楽教育と体育教育である。例えば伝統的な音楽を歌おうとしてもクラシックの発声になったり、クラシックのリズム感や音程感覚になりがちだと思う。これは他の民謡や神楽歌とか盆歌とかでも同様だと思う。体の動きの方も同様で、水田稲作農耕で鍛えた体は、もともと腰の重心は低かった。それでも三匹獅子舞を舞うと、太股がまず痛くなったという。ましていまの若者たちのように足、それも膝から上が非常に長くなった足では、獅子舞などは舞いにくいだろう。獅子舞だけでなく、実は能や日本舞踊のような芸能も含めて、日本のすべての芸能が危うくなる。学校の音楽教育・体育教育については、文化財保護の立場から、ひいては、日本文化全体を振興する見地からも、一考を加える余地があるのかもしれない。

次に問題なのは、「保存会」の在り方である。これも「保存」ということばが影響している面がある。民謡の「保存」のためにはまず正調をきめる必要があるということ、一つのメロディ、そしていくつもの歌詞を決めてしまうケースが多

る。欧米の現代文化は現代文化の一つの型にしか過ぎないことは、いま世界の諸民族が自らの文化に自信をもって現代化を進めている過程で、しだいに明らかになるだろう。

次に大きな問題は「活用」ということばによつて、いま民俗芸能が観光資源として「活用」されつつあるということである。いわゆる「おまつり法」、つまり「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」が二年前に成立してから、この傾向は非常に活気づいてきた。この方向は、民俗芸能の継承と発展をめざすものではなく、日本の経済発展のために民俗芸能さえも観光資源に使ってしまうおそれがあることなのだ。

既に述べたように民俗芸能は自分たちのために演じるものなのだが、この場合には観光客のために演じることになる。だから観光客のためには、信仰上重要なものでも見せ場が少なければカットしたり、スピーカーをつけたり、はでな衣装に変えたりなどという変更が、当然要求される。これは芸能を「保存」することさえも不可能にしてしまう。また村起こ

い。しかし民謡はもともと人によつて様々な歌い方があり、小ぶしなど装飾的な歌いまわしなどは時によつても自由な歌い方をしたものである。歌詞などはむしろその時その時の自分の気持ちを歌うものである。だから既成の歌詞をそのまま歌うだけでなく、その一部を変えて歌ったり、新しく作って歌うことも多かったのである。もしそうでなかったら、民謡の歌詞はいまのようにゆたかなはずはない。それを「保存会」は決めてしまうから、歌に生命がなくなるのである。「江差追分」がそのよい例だ。さらに悪いことに、例えば酒造り歌に尺八伴奏を入れたり、舞台を意識したアレンジをしたりすることさえ、「保存会」がやっているところがある。こうした問題は、民俗芸能は「保存」するのではなく、継承するものなのだからということが理解されれば改善は可能だろう。

さらに大きな問題は過疎化による継承者不足の問題だ。しかしこれは日本全体の政治経済全体の問題にかかわることである。ただ民俗芸能を含む地域文化の見直しの気運が高まれば、一極集中を緩和しの人寄せパンダとして民俗芸能を使うという考え方もこれに通じる。

民俗芸能は自分たちのために自分たちで演じてきたもので、それはその地域の文化の象徴であり、その地域の人々が自分たちの存在を確認したい、自分たちの精神的な立場を毎年踏みしめ直してきた心の支えなのである。しかもそれは明治以後とうとうと入ってきた欧米文化にも流されず、独自の文化を支えてきた日本文化の基盤なのである。その価値を再認識し、誇りをもつこと、それが実は地域起こしの精神的基盤である。

そしてそういう誇りをもつ時、万一、観光客向けの行事に利用されても、それを洗練の場に利用するというプラスの要因に転じることができよう。また誇り高い現代的展開も可能になるだろう。

これからの民俗芸能の「保護」とは、「保存と活用」ではなく、「継承と発展」を支援するものでなければならぬと思ふのである。

特集 ◆ 学校施設整備の新たな展開

◆巻頭言
生涯教育の記念室に——磯村英一

◆座談会

学校施設の新しいスタンダード
(出席者) 篠塚 脩 / 長倉康彦
／ 山下節子 / 司会 玉井日出夫

◆論文

学校施設インテリジェント化の
現代的課題——谷口 汎邦

学校施設を使いきり——安孫子義彦

特別記事

個性ある地域文化の創造

人・この道

吉田雅夫

教育・文化と地域づくり——山形県最上町

都道府県発——教育・学術・文化ニュース

佐賀県・鹿児島県

編集後記

▽今月号は、本年七月に文化財保護企画特別委員会(文化財保護審議会の下に設置)から出された最終報告「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」を受けた特集のテーマ「文化財保護の新しい展開」としております。

本特集では、この報告に盛り込まれた提言のうち、文化財を生かした地域文化の振興や文化財にかかわる国際協力・交流等、具体化しつつあるものを中心に、文化財保護施策を紹介させていただいております。

▽編集幹事が育ったころの田舎には、昭和二〇年代から三〇年代でありましたが、まだ村の青年たちによって秋祭りとして受け継がれていた獅子舞、古代人が生活していたと思われる横穴、川にはピンクの横ひれが鮮やかな川たなご、八目鏡 銀魚といわれた小魚などが、

また川辺には色鮮やかなたくさん種類の糸とんぼが見られました。これらは今では、なくなってしまうたり、ほとんど見られなくなってしまうました。

現在の子供たちに、かつて存在した伝統芸能や動植物などを説明しようとしても空しさや寂しさが湧いてきますが、今回の報告に盛り込まれた広範な項目を見て、改めて文化財保護の大切さを感じます。

▽今年度からの新企画「96アトラクタ」は、毎号、各競技種目ごとに強化の様子を紹介させていただいておりますが、これには関係団体の全面的な御協力を得ております。

残念ながら、先月終わった広島アジア大会では、金メダル獲得数でまた三位となってしまうましたが、もうひと頑張りすればアトラクタでは何とかかなりそうな気がします。(A・S)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿を歓迎します。本誌を読んでの御感想、御意見等をごしとお寄せください。

●投稿規定

①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝遣呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

●送り先

〒100東京都千代田区霞が関三―二―二

文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2

電話 03-3268-2141(代表) 振替口座 00190-0-161

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成6年11月10日印刷
平成6年11月10日発行

定価550円(本体534円)(〒84円)
年間購読料6,600円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはほとり書店にてお願いします。

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。